

# 健康事業所宣言事業所向けフォローアッププログラムの提供等業務

## 公 募 要 領

全国健康保険協会北海道支部（以下、「協会」）は、健康事業所宣言\*事業に参加している事業所（以下、「宣言事業所」）に対し、宣言事業所が健康経営の具体的な取り組みとして従業員の健康づくりを推進するためのプログラムを提供することができる事業者を公募いたします。

※健康経営<sup>®</sup>に取り組む事業所であることを社内外に宣言すること。

（健康経営<sup>®</sup>は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。）

### 1. 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### 2. 募集事業者数

特に定めなし

### 3. 募集期間

令和6年2月16日（金）～令和6年3月8日（金）まで

### 4. 応募条件（公募に参加する者に必要な資格に関する事項）

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4、5、6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」でいずれかの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得しており、個人情報及びその他のデータ等の適切な取扱いに係る規定等（以下「取扱規程等」という。）を事業者自らが定めていること。
- (4) 企画提案書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当しない者であること。
- (11) 令和3、4、5年度中に同種の業務について実績があること。
- (12) その他、公募要領及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

## 5. 応募書類

区分	様式	必要部数
(1) 応募申込書	様式 1	1 部
(2) 企画提案書 ※ページ数を必ず表記してください。  ※企画提案書は、別添「仕様書」に示す宣言事業所が取り組む4つの健康プランの内、いずれのプランに関するものを明示した上で、プログラム毎に作成すること。また、以下の項目を含む資料とすること。  ①プログラム内容と実施方法（企画提案書のみで内容がわかるよう可能な限り詳細に記載すること。） ②1回あたりの単価 ③実施可能回数 ④実施体制 ・責任者等の組織体制 ・協会から申込書を受領した後の事業所との連絡手順・連絡方法（事業所から申込内容変更があった場合の対応も含めて明記すること。） ・日程や申込内容について、事業所との認識の差を生じさせないための対策 ・プログラムの実施にあたって第三者に再委託を要する場合は、再委託業務の範囲、再委託する者を明記すること。 ⑤講師の保有資格や講師経験歴がわかるもの（※プログラムの内容がセミナーまたはそれに類似するものに限る。） ⑥同事例の受託実績	任意	10 部
(3) 見積書 ※税抜単価、詳細な経費内訳を記載すること	任意	1 部
(4) 保険料納付に係る申立書 ※日本年金機構発行の「納入告知書 領収証書（写）」を添付	様式 2	1 部
(5) 全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書	様式 3	1 部
(6) 暴力団等排除の誓約書	様式 4	1 部

## 6. 応募書類の提出期限、提出場所、問い合わせ先

- (1) 提出期限：令和6年3月8日（金）17：00 まで
- (2) 提出場所・問い合わせ先

札幌市北区北10条西3丁目23-1 THE PEAK SAPPORO 3F  
 全国健康保険協会北海道支部 企画総務部 企画グループ  
 担当 石井

TEL：011-726-0364 FAX：011-726-0379

質問は、電話もしくはFAX（A4、様式自由）にて受付ける。

受付期間：令和6年3月6日（水）15：00 まで

- (3) 提出方法：持参による提出もしくは郵送によるものとする。  
 郵送の場合は追跡可能な方法によるものとし期限を厳守すること。

## 7. 選考方法

前記「4. 応募条件」を満たし、且つ提出された企画提案書を協会が審査（別紙「評価表」をもとに実施）を行い、本事業の目的達成に寄与できると認められるプログラムを選考いたします。

なお、選考にあたり企画提案書の内容確認のため、電話照会を行う場合があります。

## 8. 選考結果

書面により通知します。

なお、選考内容の質問（評価結果）や選考結果に対する異議等は、受け付けません。

## 9. 委託契約及び期間

（1）協会と選考結果で「採用」となった事業者との間に別添「契約書（案）」に基づき、業務委託契約書を締結します。なお、委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとします。

（2）「契約書（案）」の内容を熟知のうえ応募すること。なお、当該契約書（案）について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、採用決定後において当該契約書（案）についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。

（3）宣言事業所へ配布するパンフレット（兼申込書）を作成するため、契約締結後速やかにプログラム紹介のための原稿および画像を協会へ提供すること。（1プログラムにつき、最大100文字。提出方法は契約締結後に別途指示する。）

## 10. その他

（1）企画提案に要するすべての費用は企画参加者の負担とする。

（2）提出された企画提案書等の応募書類は返却しない。

（3）本件については、令和6年度予算の確定に伴い執行するものであるため、令和6年3月31日までに令和6年度予算の確定がされなかった場合は執行を取りやめることがある。

以上

「健康事業所宣言事業所向けフォローアッププログラムの提供等業務」  
候補者選定・評価表

評価項目等		
評価項目	評価基準	評価
プログラムの内容	宣言事業所が取り組む4つの健康プラン（①食生活・栄養プラン、②運動の推進プラン、③喫煙対策プラン、④メンタルヘルス対策プラン）のいずれかに関する内容となっているか。	○・×
	プログラム内容は生活習慣の改善に向けた行動変容が期待できるものになっているか。	○・×
実施結果報告	実施結果報告の内容について、具体的な提案がなされているか。	○・×
類似業務の経験	過去に同様の業務を豊富に実施しているか。	○・×
事務処理誤り等の防止	事業所との事前調整における連絡漏れの防止や誤送信等の事務処理誤りを防止するための具体的かつ効果的な提案がなされているか。	○・×
実施体制・ 作業スケジュール	品質管理、進捗管理、個人情報管理、セキュリティ管理体制は適切なものとなっているか。また、事業が遂行可能な人数（人員及び必要なスキルを保有する業務従事者）の確保ができているか。また、有事（災害等）の際にも、事業継続を可能とする措置（バックアップ拠点の設置等）が図られているか。	○・×
	業務を期間内に確実に実施するにあたって、妥当と考えられる計画となっているか。	○・×
経費	見積額は適切なものとなっているか。	○・×

# 契 約 書 (案)

全国健康保険協会北海道支部（以下「甲」という。）と株式会社●●（以下「乙」という。）とは、下記の案件に関し、以下各条項について契約する。ただし、成果物を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

## 記

### 1. 契約件名

健康事業所宣言事業所向けフォローアッププログラムの提供等業務

### 2. 契約金額

以下のとおり

項目	契約金額	予定数量
① プログラム①費用	●円	●回を上限
② プログラム②費用	●円	
③ プログラム③費用	●円	

※上記の各契約単価は1件当たりの単価である。なお、プログラムの実施がない場合は、費用の支払いはないものとする。

※予定数量については、甲乙協議の上変更することがあり得る。

※上記については、消費税等額を含まない額である。

### 3. 業務履行場所

仕様書のとおり（乙が用意する）

### 4. 契約保証金

全額免除とする。ただし、契約保証金は損害賠償額の予定又はその一部を意味するものではない。

## (総則)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書及び委託要領（以下「仕様書等」という。）に定める委託内容を信義誠実に実施し、納入期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

## (委託期間等)

第2条 委託期間及び成果物の納入期限、場所は次のとおりとする。

委託期間：契約締結日～令和7年3月31日まで

納入期限：仕様書等のおり

納入場所：仕様書等のおり

(仕様書等の疑義)

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(法令遵守等)

第4条 本契約の履行にあたり乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

- 2 乙は、受託業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

(労働法上の責任)

第5条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(監督)

第6条 甲は、この契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第7条 甲又は監督職員は、必要があると認めるとき又は甲が別途指定した期間毎に、当該業務の実施状況及び委託業務に関する情報の管理状況等について報告を求め、又は随時に作業場所に立ち入り、調査を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 3 甲は、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

～(監査)

第8条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に書面による通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。その他の監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(公益通報者の保護)

第9条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の取扱いに係る規則等)

第10条 乙は、就業規則等において、以下に掲げる事項を当該業務の開始までに定めなければならない。

- (1) 個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いに係る業務に関する取扱規程
- (2) 個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規程
- (3) 個人情報の取扱いに関する管理者等及び業務委託員の役割・責任に係る規程
- (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した管理者等及び業務委託員に対する処分の内容

2 乙は、当該業務に従事する管理者等及び業務委託員の使用者としての法令上の全ての責任及び監督の責任を負わなければならない。

3 乙は、業務委託員に対し甲の構内にいる間、甲の職場秩序を維持する定めを遵守させるものとする。

(個人情報保護に関する体制の整備)

第11条 乙は、当該業務の開始までに個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者（以下「総括管理責任者」という。）及び個人情報の取扱いを行う部署における管理者（以下「部署管理者」という。）を設置するとともに、個人情報の取扱状況の点検計画を策定し、点検の実施管理者（以下「点検管理者」という。）を設置しなければならない。

2 乙は、総括管理責任者に次の各号の業務を所管させることとする。

- (1) 個人情報の取扱いに関する規程等の承認及び周知
- (2) 部署管理者の任命

- (3) システムを使用する場合においては、個人情報へのアクセス権限を管理する者の任命
  - (4) 部署管理者からの報告聴取及び助言・指導
  - (5) 教育・研修の企画
  - (6) その他当該業務全体における個人情報保護に関すること
- 3 乙は、部署管理者に次の各号の業務を所管させることとする。
- (1) 部署毎の当該業務の業務管理
  - (2) 個人情報取扱者の指定及び変更等の管理
  - (3) 届書（届書の複写複製等を行ったものを含む）の保管場所の指定及び管理
  - (4) 個人情報の取扱状況の把握
  - (5) 教育・研修の実施
  - (6) 総括管理責任者に対する報告
  - (7) その他所管部署における個人情報の安全管理に関すること
- 4 乙は、総括管理責任者、部署管理者及び点検管理者等から、個人情報の取扱規程違反等、不適切な個人情報の取扱いに係る報告があった場合には、速やかにその改善を行うこと。
- 5 乙は、当該業務の開始までに、個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備すること。
- 6 乙は、総括管理責任者及び部署管理者を指定し、仕様書等に定める期日までに、甲に対して、その承認を申請すること。これを変更する場合も同様とする。

（教育・訓練等の実施）

- 第12条 乙は、当該業務の実施前及び随時に、前条に定める各管理者等及び業務委託員に対し個人情報の取扱いに係る教育、訓練を行うこと。
- 2 乙は、定期的又は随時に個人情報保護に係る取扱規程等に違反した場合の処分の周知を行うこと。
- 3 乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

（業務履行体制の整備等）

- 第13条 乙は、当該業務の処理、業務委託員の服務等の監督を行うための体制並びに現場責任者及び現場責任者の不在時の補助者となる者（以下「責任者等」という。）を定め、予め甲に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 乙は、責任者等及び業務委託員の氏名等を予め甲に通知するものとし、責任者等及び業務委託員以外の者に当該業務を行わせてはならない。

（秘密の保持等）

- 第14条 乙は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約終了後も有効とする。



- 3 乙は、責任者等及び業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）等により、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により締結した契約書の写しを、当該業務の開始までに甲に提出しなければならない。ただし、乙が個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者または ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証を取得している場合を除く。
- 5 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

（情報の帰属）

第15条 当該業務の実施に係る全ての情報は、甲の所有に帰属する。

（情報等の適正な取扱い）

第16条 乙は、当該業務の実施に関し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。

- 2 乙は、仕様書等において定める場合を除き、個人情報や機密情報を作業場所以外に持ち出してはならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に関し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 4 乙は、当該業務の実施にあたり複写複製等を行う必要がある場合は、予め甲の承認を受けるものとする。
- 5 乙は、当該業務の実施に関して入手した個人情報や機密情報（前項において複写複製等を行ったものも含む。）を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法（廃棄を指示した場合は、焼却又は裁断等復元が困難な消去方法により速やかに実施すること。）によることとし、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- 6 乙は、第1項から第5項までを遵守するための措置を講じなければならない。

（納入検査）

第17条 乙は、成果物を納入しようとするときは、あらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等必要事項を甲に通知し、立合いのうえ検査を受けなければならない。ただし、乙に差し支えがあって立合いすることができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し向けなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に納入検査をするものとする。
- 3 納入物品は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第18条 この契約に基づく成果物の所有権は、第17条（納入検査）に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(不合格品引取)

第19条 乙が、甲の施設を利用して第17条（納入検査）の検査を受け、その結果不合格となった物品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

2 甲は前項の期限経過後、いつでもその物品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用一切は、乙の負担とする。

(事故報告等)

第20条 乙は、当該業務の実施において、事故が発生したときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細について文書にて報告しなければならない。

2 乙は、当該業務の実施に関して、個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を文書にて監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。契約終了後においても同様とする。

3 乙は、第1項又は前項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

(災害時の対応)

第21条 乙は、当該業務の実施において、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に進めるよう努めなければならない。

(履行不能等の通知)

第22条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(業務の処理責任)

第23条 乙の行う当該業務の処理が契約の内容に適合しない場合、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責めに任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等の瑕疵による場合等乙の責めに基づかない場合はこの限りでない。

(成果物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第24条 甲は、成果物を受領した後において、当該成果物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を納品後1年以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は乙に対して第2号による減額の請求をする場合においては、第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の適合品との引換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

2 乙が契約不適合について知り、若しくは重大な過失により知らなかった場合は、前項の通知期間を経過した後においても、なお前項を適用するものとする。

(納期の有償延期)

第25条 乙が、第27条（納期の無償延期）以外の理由によって、第2条（委託期間等）の場所及び期限内に合格物品の納入ができないときは、乙は、その理由を詳記して期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があった場合、請求に係る延期期間の短縮を求めることができる。

3 前二項に基づき甲と乙が期限の延期に合意した場合、甲は、第31条（契約の解除）に基づく契約解除を行わず、遅滞料を徴収して延期をすることができる。

4 前項の規定により納入期限を延期したことにより甲に生じた損害額が遅滞料を上回る場合は、甲は乙に対し、当該上回る部分の額を別途、損害賠償として請求することができる。

(遅滞料)

第26条 前条の遅滞料は、乙の遅滞日数につきその未納分に相当する金額に年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（算出された額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第27条 天災地変、その他乙の責めに帰し難い理由によって、第2条（委託期間等）の場所及び期限内に物品の納入ができないときは、乙はその理由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と確認されたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(対価の請求及び支払)

第28条 乙は、第18条（所有権の移転及び危険負担）の所有権移転が行われたのち、対価の支払いを、甲に請求する。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出された額の合計額とする。

- (1) 各契約単価に第18条（所有権の移転及び危険負担）の所有権移転が行われた各数量を乗じて算出された額を合計した額。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
  - (2) 前号の額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下、「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 乙は、当該業務の当初予定件数（数量）の増減につき異議を述べることができないものとする。

#### （支払遅延利息）

第29条 甲の責めに帰す理由により前条の約定期限内に甲が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して約定期限の翌日から支払日までの日数に応じ、支払うべき対価金額に乙が甲に請求を行った日において効力を有する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務省告示で定める遅延利息の率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した遅延利息（算出された額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

#### （権利義務の譲渡等）

第30条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「特定目的会社等」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法（平成16年法律第154号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 特定目的会社等は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、特定目的会社等は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と特定目的会社等の間において解決されなければならない。

(契約の解除)

第31条 甲は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が、第2条（委託期間等）に定める期限内に合格品の受渡を終了しないときは、予め文書による予告を行うことにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 甲が事前に行う契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により契約の相手方となったとき。
  - (2) 乙がこの契約の解除を請求し、その理由が正当と認められるとき。
  - (3) 本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (4) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
  - (5) この契約に基づく検査を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
  - (6) 乙が当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
  - (7) この契約の条項に違反したとき。
  - (8) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
  - (9) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
  - (10) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
  - (11) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
  - (12) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
  - (13) 民法第542条第1項又は第2項に定める事由に該当したとき。
  - (14) 乙から提供される業務の品質が、本契約の締結の際に定められた業務の品質に関する合意に達しない場合で、かつ、その改善が見込めないとき。

- 4 第2項又は前項の規定により、この契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は委託内容が既に履行された場合、又は返還すべき成果物が既にその用に供されていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 第2項又は第3項に基づき契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。
- 6 甲による本契約又は民法第541条若しくは第542条に基づく本契約の全部又は一部の解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(成果物が契約の内容に適合しない場合の契約の解除)

第32条 甲は、成果物を受領した後において、第24条（成果物が契約の内容に適合しない場合の措置）の通知をした場合は、第24条（成果物が契約の内容に適合しない場合の措置）第1項各号の履行を請求することに加え、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。

(暴力団等の排除)

- 第33条 乙は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないことを誓約する。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次に掲げる者に該当しないことを誓約する。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員との間で社会的な非難の対象となる関係を有している者
- 2 乙は、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを誓約する。
- (1) 脅迫的、暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 乙が第1項又は前項の誓約に違反したときは、甲は、何らの予告をすることなく直ちに本契約の全てを解除することができる。

- 4 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(違約金)

第34条 第31条第2項、同条第3項（契約の解除）、第32条（成果物が契約の内容に適合しない場合の契約の解除）又は第33条第3項（暴力団等の排除）の規定によりこの契約が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じた金額から第17条（納入検査）の規定による検査が完了した期間に相当する金額又は納品され合格となった成果物の対価を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

- 2 第35条（損害賠償）の甲に対する損害賠償額が、前項に規定する違約金額を上回る場合には、甲は乙に対し、当該上回る部分の額を別途、損害賠償として請求することができる。

(損害賠償)

第35条 乙がこの契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、第31条第1項（契約の解除（自己都合））に基づき契約の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、乙が被った損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

3 第31条第2項、同条第3項（契約の解除）、第32条（成果物が契約の内容に適合しない場合の契約の解除）又は第33条第3項（暴力団等の排除）の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し甲が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前項に定める損害賠償額が第34条（違約金）の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償とする。

5 甲及び乙は、この契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し相手方が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。乙が第25条（納期の有償延期）による納期の有償延期によって甲に損害を与えた場合において、その損害額が第26条（遅滞料）の遅滞料を下回るときは、同遅滞料をもって損害賠償とする。

- 6 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第36条 第31条第2項、同条第3項（契約の解除）、第32条（成果物が契約の内容に適合しない場合の契約の解除）の規定にかかわらず、甲は、本契約に関して、次の各号の一

に該当するときは、何らの予告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45条）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員またはその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第37条 第34条（違約金）の規定にかかわらず、乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、各契約単価に各予定数量を乗じた額の合計額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、各契約単価に各予定数量を乗じた額の合計額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。



- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第38条（談合等の不正行為に係る損害賠償）の甲に対する損害賠償額が第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」）を上回る場合は、甲は乙に対し、当該上回る額を別途、損害賠償として請求することができる。

#### （談合等の不正行為に係る損害賠償）

第38条 第35条（損害賠償）の規定にかかわらず、第36条（談合等の不正行為に係る解除）の規定に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に対し甲が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める損害賠償額が前条の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償とする。

#### （談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延利息）

第39条 乙が第37条（談合等の不正行為に係る違約金等）に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（算出された額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

#### （一括再委託の禁止）

第40条 乙は、当該業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

#### （再委託の承認及び変更）

第41条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について第三者に請け負わせようとする場合には、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を書面により示した上、事前に甲の書面による承認を得なければならない。

2 甲は、前項の再委託先が不適當であると認めるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、乙に対してその変更を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が自ら、再委託先に対して調査等を行える条件が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を請け負わせた場合においても、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、第1項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承認なくして、当該業務をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承認を得て業務を再々委託する場合について準用する。

（特許権等の費用負担）

第42条 業務の実施にあたり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

- 第43条 この契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。
- 2 この契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
    - (1) この契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、すべて甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。ただし、納入成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
    - (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
    - (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせる場合、委託し、又は請け負わせた者に対して業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面を取り付けなければならない。
    - (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
    - (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（知的財産権）

第44条 乙は、仕様書等に定める委託内容の履行並びに納入成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

#### (補償事項)

第45条 乙は、この契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙、乙の責任者等又は業務委託員の責めに帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え若しくは修理するものとする。

#### (施設、機器等の使用)

第46条 甲は、甲の施設内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

#### (事情の変更)

第47条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

#### (支払代金の相殺)

第48条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

#### (紛争又は疑義の解決方法)

第49条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (存続条項)

第50条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条（秘密の保持等）、第23条（業務の処理責任）、第24条（成果物が契約の内容に適合しない場合の措置）、第29条（支払遅延利息）、第34条（違約金）、第35条（損害賠償）、第37条（談合等の

不正行為に係る違約金)、第38条(談合等の不正行為に係る損害賠償)、第39条  
(談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延利息)、第49条(紛争又は疑義の解決  
方法)及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：北海道札幌市北区北10条西3丁目23-1  
THE PEAK SAPPORO 3F  
全国健康保険協会北海道支部  
支部長 米谷 好晴

乙：